

「兵庫大学・兵庫大学短期大学部研究倫理委員会規程」に基づく  
研究倫理申請等に関する要領

平成 30 年 3 月 1 日制定  
(令和 6 年 3 月 13 日一部改正)

「兵庫大学・兵庫大学短期大学部研究倫理委員会規程(以下、「規程」という。)」  
第 7 条第 4 項に基づき、人を対象とする研究に係る研究計画および研究成果の  
公表のための申請方法等の手順を定める。

1. 文言の定義

この要領の文言の定義は、規程に規定する文言と同一のものとする。

2. 申請書類等

申請等に用いる書類は、次のとおりとする。

- (1) 「研究倫理審査」に関するチェックシート(様式 1)
- (2) 研究倫理審査申請書(様式 2-1)
- (3) 研究倫理研究計画書(様式 2-2)
- (4) 研究協力へのお願い(説明文書)(様式 3)
- (5) 研究参加者の同意書(様式 4-1)
- (6) 研究参加者の同意撤回書(様式 4-2)
- (7) 研究倫理審査取り下げ願(様式 5)
- (8) 研究倫理研究計画変更申請書(様式 6)
- (9) 研究倫理研究終了・中止報告書(様式 7)
- (10) その他、当該研究に必要な書類  
(調査票・アンケート調査票・インタビューガイド等)

3. 申請手続き等

- (1) 研究倫理審査を希望する者(以下「申請者」という。)は、申請に先立ち本  
学が指定する研究者倫理教育を受講し、定められた期日までに学長宛に  
「修了証」を提出しなければならない。
- (2) 申請者は、申請書類を学長宛に提出する。
- (3) 研究者倫理教育内容及び申請期日等については、別途通知する。

#### 4. 再審査の申立て

- (1) 審査の判定結果に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、再審査の申立てを行うことができる。
- (2) 再審査の申立て手続については、規程第 8 条以降の定めに基づくものとする。

#### 5. 研究計画等の遵守

- (1) 申請者は、学長の承認を得た後でなければ、当該研究に係る倫理的配慮が必要な調査は、実施できないものとする。
- (2) 申請者は、学長に承認された研究計画を遵守しなければならない。

#### 6. 研究計画等の変更

- (1) 申請者が、「承認」の判定を受けた申請において、規程第 3 条各号に定める倫理審査基準等に関わる事項の変更をしようとするときは、その変更について委員会の「承認」を得なければならない。
- (2) 前項の「委員会の承認」の方法については、規程第 8 条、9 条、10 条いずれかの規定を準用する。

#### 7. 研究中止及び終了報告

- (1) 承認判定を受けた申請者は、研究期間終了後、4 週間以内に研究終了報告書を学長に提出しなければならない。
- (2) 承認判定を得た研究を中止する場合は、中止日より 2 週間以内に研究中止報告書を学長に提出しなければならない。

#### 8. 申請の取り下げ

- (1) 申請者は、いつでも申請の取り下げを、研究倫理審査取り下げ願をもって願い出ることができる。
- (2) 申請取り下げの可否は、委員長が決定する。

以上